

出典:厚生労働省「令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」 https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000871876.pdf (アクセス日: 2022/03/10)

高齢者虐待の防止・対応のための権利 擁護実践者の立場

1. 権利擁護実践者として、養護者による虐待・養介護 施設従事者による虐待を防止・対応する立場

2. 権利擁護実践者として、養護者による虐待・養介護施設従事者による虐待を防止・対応するためのしくみづくりを行う立場

3. 権利擁護実践者として、自身が養介護施設従事者による虐待の当事者に陥らないようにする立場

本日の内容

- ① 養護者による虐待事例から捉える権利擁護
 - 資格別にみる権利擁護の位置づけと社会福祉の機能
 - 意思決定と自己決定
 - 二一ズと権利擁護の関係
- ② 養介護施設従事者による虐待事例から捉える 権利擁護
 - •援助観と専門職アイデンティティ
 - •権利擁護のためのアドボカシー
- ③ 本日の研修のまとめ
 - •排除の目は専門職にこそある
 - ・省察的行為への接近

① 養護者による虐待事例から捉える権利擁護

- 資格別にみる権利擁護の位置づけと社会福祉の機能
- 意思決定と自己決定
- 二一ズと権利擁護の関係

各職能団体の定める倫理綱領における権利擁護の位置づけ(価値)

専門職名	権利擁護に関連する倫理綱領の一部
社会福祉士	(権利擁護) 社会福祉士は、クライエントの権利を擁護し、その権利 の行使を促進する。
精神保健 福祉士	精神保健福祉士は、クライエントの基本的人権を尊重し、個人として の尊厳、法の下の平等、健康で文化的な生活を営む権利を擁護する。
介護福祉士	介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。
看護師	看護職は、いかなる場でも人間の生命、人間としての尊厳及び権利を 尊重し、常に温かな人間的配慮をもってその人らしい健康な生活の実 現に貢献するよう努める。
理学療法士	理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。

各専門職は、権利擁護を意識して実践することが定められている。これは全 ての職種に共通する「価値」であると言える。つまり、権利擁護実践は全て の専門職に通底する普遍的な「価値」なのではないか。

倫理綱領に見る権利擁護のために理解しておき

	専門職名	権利擁護に関連する倫理綱領の一部
	社会福祉士	(権利擁護) 社会福祉士は、クライエントの <u>権利を擁護</u> し、その <u>権利</u> <u>の行使</u> を促進する。
	精神保健 福祉士	精神保健福祉士は、クライエントの <u>基本的人権を尊重</u> し、個人として の <u>尊厳、法の下の平等</u> 、 <u>健康で文化的な生活を営む権利</u> を擁護する。
\	介護福祉士	介護福祉士は、すべての人々の <u>基本的人権を擁護</u> し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう <u>利用者本位</u> の立場から <u>自己決定</u> を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。
	看護師	看護職は、いかなる場でも人間の生命、人間としての <u>尊厳</u> 及び <u>権利</u> を 尊重し、常に温かな人間的配慮をもってその人らしい健康な生活の実 現に貢献するよう努める。
	理学療法士	理学療法士は、全ての人の <u>尊厳と権利</u> を尊重する。





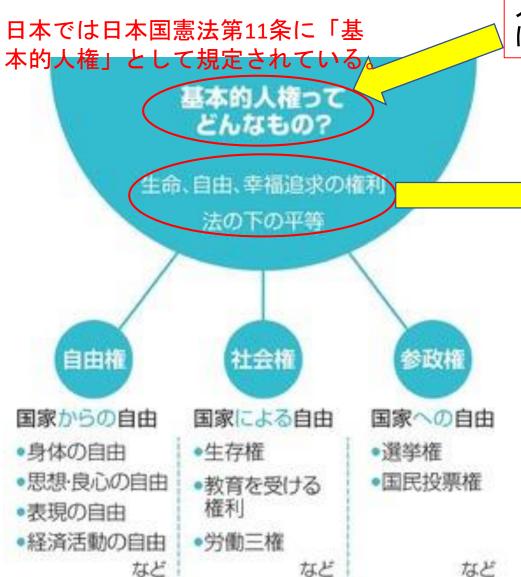
- 人権と権利の違いって?
- ・自己決定と意思決定の違いって?

- 権利
- 権利を擁護
- 権利を行使
- 基本的人権の尊重
- 尊厳
- 法の下の平等
- 健康で文化的な生活 を営む権利
- 利用者本位
- 自己決定

歴史的に見ると社会福 祉は人間の尊厳を守る ための戦いそのもの。



人権と権利の関係



人権=人間が生まれながらに平等 に有している権利

> 権利=個人の幸福追求のため、 それぞれの個人の立場で触法 しない範囲で行為を行えるこ

バルネラビリティ(脆弱性) により自分の力で権利を行使 できない人がいる。

その人の権利の行使を支援す ることが必要となる。

すなわち権利擁護が必要とな る。

社会福祉の概念

社会福祉とは、現代の社会において社会的にバルネ ラブルな状態にある人びとにたいして、社会的、公共 的な施策として提供される多様な生活支援施策の一つ であり、各種の生活支援施策に先立ち、またそれと並 んで、あるいはそれを補い、人びとの自立生活を支援 し、その自己実現、社会参加、社会への統合を促進す るとともに、社会の公共性と公益性を確保し、包摂力 と求心力を強め、その維持発展に資することを目的と して、国、自治体、民間の組織、住民などによって展 開される施策(政策・制度・援助)の体系及びそれら に関わる諸活動、またはそれを支え、方向づける専門 的な知識や施術の総体である。(古川2019)

意思決定と自己決定

大きい 概念の大きさ 小さい

意思決定

自己決定

他己決定

本人のベストインタレスト(最善の価値)に基づく決定をする。

意思決定当時者に対して意思決定支援者の支援が必要な場合、「意思形成支援」「意思表明支援」「意志実現支援」を行う。本人の意思形成が困難な場合は、やむをえず事前に「意思推定」を行う場合がある。

権利擁護の範囲と対人援助職者の位置

虐待対応・金銭管理・消費者 被害・在宅サービス利用など QOLや自己肯定感の高まり、自分 の存在価値の承認など、自己実現 の要素を含む

権利侵害からの保護 基本的ニーズの充足 =狭義の権利擁護 「本人らしい生活」と 「本人らしい変化」を 支えること =積極的権利擁護

権利擁護の一般化・普遍化(特別なことではないという認識の醸成)

対人援助職者

積極的権利擁護を基本姿勢としながら、そのための障壁を取り除くために狭義の 権利擁護を行っていく。

「老いたくないし、介護もいやだ」

老い衰えてゆく時、「できたことができなくなる身体」をどう生きるかが、重要な課題となる。人々の多くは、「できる私」で望ましいという「物差し」で生きてきたはずだ。それゆえ、できなくなってゆく時、当事者は幾重にも苦悩・葛藤することになる。過去の自分の姿・イメージにしがみついてしまうのである。だから、常に物悲しく切ない。

自分ではコントロールできない〈老い衰えゆくこと〉の現実に、当事者や家族は翻弄されていく。特に「認知症」を生きる場合は、記憶することも困難になるため、自らの存在が宙づり状態になる中で、幾重にも深い〈不安〉を生きることになる。

自分ではコントロールできなくなってゆく身体を生

「老いたくないし、介護もいやだ」

当事者にとって、他者の介護を受けることは、「できなくなった自分」を受け入れることであり、自らの面子やプライドを傷つける経験である。だから、介護する他者を受け入れることができないのだ。

こうして両者は、悪循環的な関係や、抜き差しならない関係へと陥っていくことになる。切なく悲しい営みとなるのだ。

マズローの欲求階層と権利擁護の関係



承認欲求

ここを実現したい!!

高次の欲求 (内的に満たされたい)

愛情•所属欲求

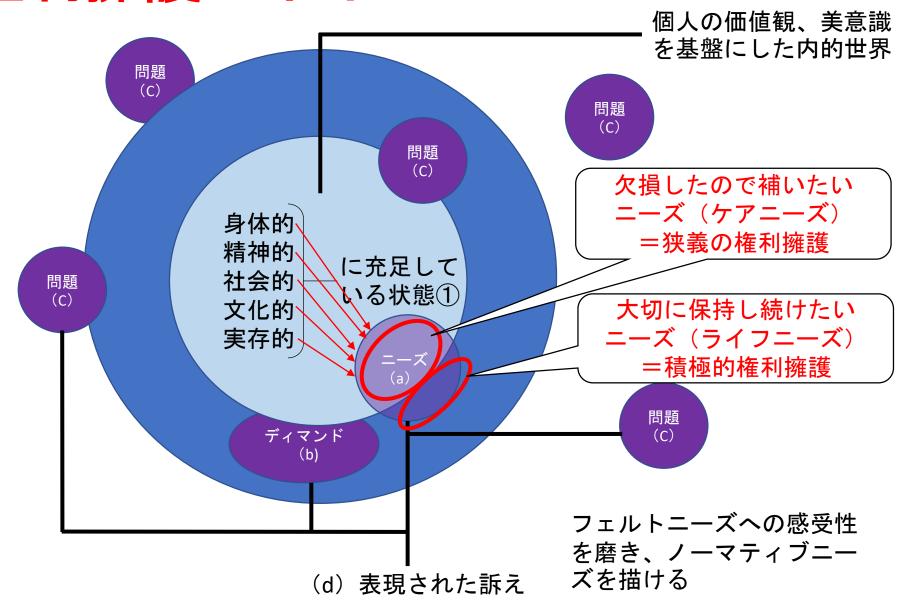
低次の欲求 (外的に満たされたい)

安心·安全欲求

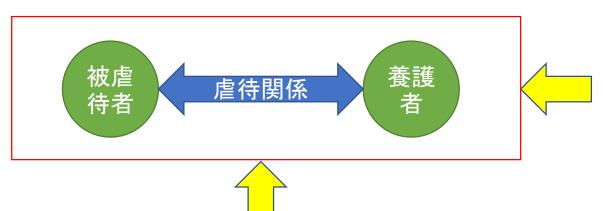
生理的欲求

ここを脅かすから虐待は怖い!!

権利擁護のポイントはニーズ



虐待関係の解消とニーズの充足の複眼的視点を

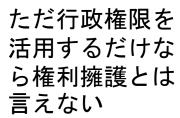


ここに至るまでには...

- 家族の生活史(歴史)がある
- ・家族固有の価値観・倫理観・美意識がある
- 家族のルールがある

それらの「約束事」に基づく「役割」をこなせなくなることによって、家族というシステムに機能不全が生じる。その結果、虐待という行為が生じてしまうことが少なくない。

紹介した事例も、8050問題類似事例であり親亡 き後問題事例。 私たちの前に飛び込んでくる現象・行為・事実関係 ☞ここの解消を図ることが 虐待対応のセオリーであり 大前提!!だけど・・・



対人援助職者の 権利擁護

支援対象の生きざまを理解し、それに沿った対応 を行いたい。

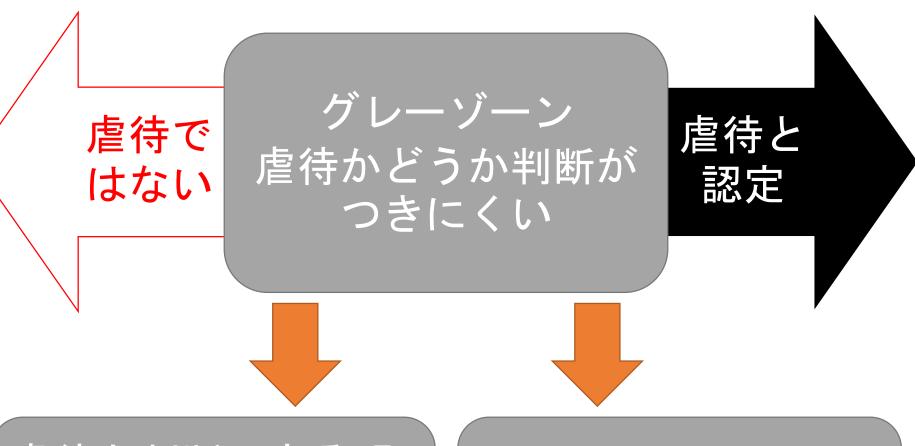
支援対象の未来を支援対 象と一緒に見出す!!



② 養介護施設従事者による虐待事例から捉える 権利擁護

- •援助観と専門職アイデンティティ
- •権利擁護のためのアドボカシー

高齢者虐待の判断の難しさ(グレーゾーン)



虐待と判断できる明確な根拠・材料が得られない

介護行為における 個人の援助観の違い

援助観とは

援助観とは、具体的な事象のなかで作られる対象への向かい方(態度)を規定するような価値を含む一定の立場や見方のことであり、次の側面を含む。

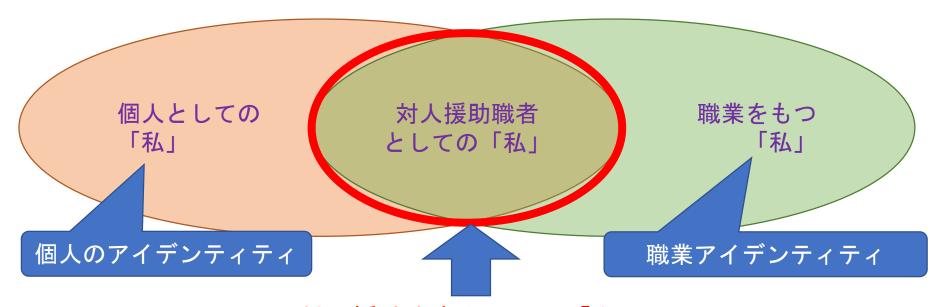
- ① 援助(ソーシャルワーク)とは何かに関する認識
- ② 援助者(ソーシャルワーカー)とはどのような人かに関する認識
- ③ 利用者とはどのような人かに関する認識
- ④ 援助関係に関する認識

*ソーシャルワーク/ソーシャルワーカーの部分は自身の専門性や職種に置き換えること。

対人援助職者である私は何者か?

アイデンティティ

・社会の中で他者との関係において、自らの存在を「これが自分である」と確信する感覚(秋山2014)

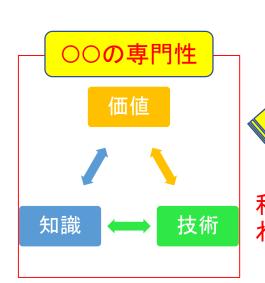


対人援助職者としての「私」 =個人・専門職としての「私」の統合 つまり専門職アイデンティティに基づく

専門職アイデンティティ

みなさんの保有資格を 入れてみてください。 みなさんの保有する資格の 価値・知識・技術、つまり 専門性のインプットです。

「〇〇という専門職全体が有している価値・知識・技術を自己に取り入れ、それに自己一体感をもって帰属する職業アイデンティティ」(横山2008)



個人としての「私」が介入することを自 覚しながら専門職としてのアイデンティ ティをつくり上げるということです。



各職種における権利擁護の拠り所

専門職名	権利擁護に関連する倫理綱領の一部
社会福祉士	(権利擁護) 社会福祉士は、クライエントの権利を擁護し、その権利 の行使を促進する。
精神保健 福祉士	精神保健福祉士は、クライエントの基本的人権を尊重し、個人として の尊厳、法の下の平等、健康で文化的な生活を営む権利を擁護する。
介護福祉士	介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。
看護師	看護職は、いかなる場でも人間の生命、人間としての尊厳及び権利を 尊重し、常に温かな人間的配慮をもってその人らしい健康な生活の実 現に貢献するよう努める。
理学療法士	理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。

各専門職は、権利擁護を意識して実践することが定められている。これは全ての職種に共通する「価値」であると言える。つまり、権利擁護実践は全ての専門職に通底する普遍的な「価値」なのではないか。 22

事例②施設内における身体的・心理的虐待

- 熊本市南区にあった老人ホーム「はなな」で元入所者の女性(94)が複数人の介護職員から虐待を受けたとされる問題で、熊本南署は24日、元職員の30~40代の男女4人を暴行の疑いで熊本地検に書類送検したと発表した。いずれも容疑を認めているという。
- 熊本南署によると、4人は2019年12月~20年1月、 「はなな」に入所していた女性をベッドに押しつけたり、車いすをぶつけたりする暴行をした疑いがある。
- この問題では、熊本市が20年12月、虐待があったと認定して業務改善命令を出した。昨年7月には女性の次男が同署に告発状を提出し、同署が捜査していた。

対人援助職者が持つべき視点

- ① クライエントを、社会状況の中で生活する全人者として捉える。
- ② 人間は必要な物資や社会的・情緒的支援を得て、安定した積極的な生活をすることができるようになった時に、成長し自己の能力を伸ばすことができる。
- ③ 人間の成長や進歩は、正直さ、明確な目標、目標・目的・活動計画の継続的な共有化によって特徴づけられる人間関係の中で生じる。
- ④ 個人の将来の発達の全体像や、より豊かに生活する能力は、サービス提供者に許される役割の範囲を超えて、診断でもって決定されることはない。

アドボカシー

- ① 弁護、主張 (Pleading or Speaking on Behalf of)
- ② 代弁、代理 (Representing Another)
- ③ 実行する(Taking Action)
- ④ 変化を促進する (Promoting Change)
- ⑤ 権利や利益にアクセスする (Accessing Rights and Bnefits)
- ⑥ 同志としての役割を担う(Serving as a Partisan)
- ⑦ 影響力と政治活動のスキル(Demonstrating Influence and Political Skills)

アドボカシー

- ⑧ 社会正義を保護する(Securing Social Justice)
- ⑨ クライエントをエンパワメントする (Empowering Clients)
- ⑩ クライエントを同一視する(Identifying with the Clients)
- ⑪ 法的根拠を用いる(Using a Legal Basis)

出典:小西(2007)、Schneider(2001)

アドボカシーのふたつの視点

アドボカシー

弱い立場に置かれてい る人への支援

: ケースアドボカシー

機能不全を起こしているサービス提供システムの改善

: クラスアドボカシー

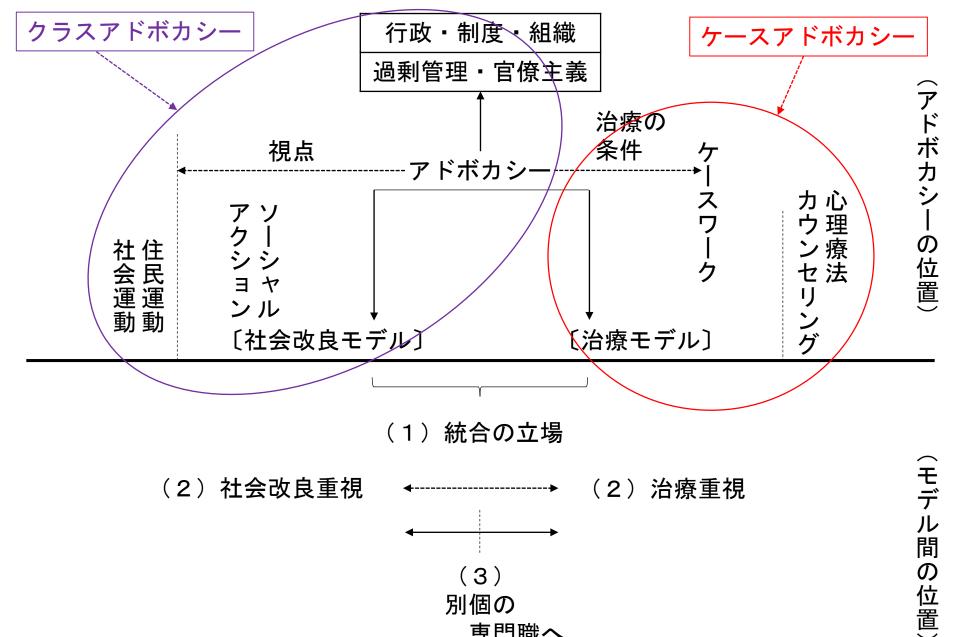


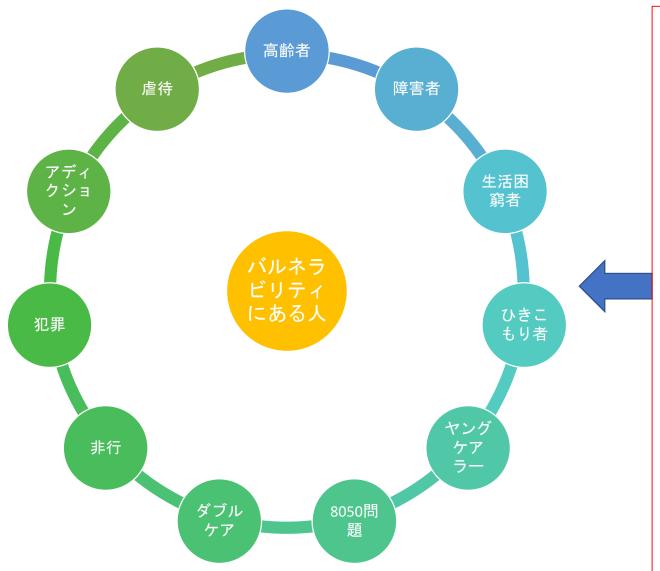
図2「治療モデル」「社会改良モデル」とアドボカシーの位置

専門職へ

③ 本日の研修のまとめ

- •排除の目は専門職にこそある
- ・省察的行為への接近

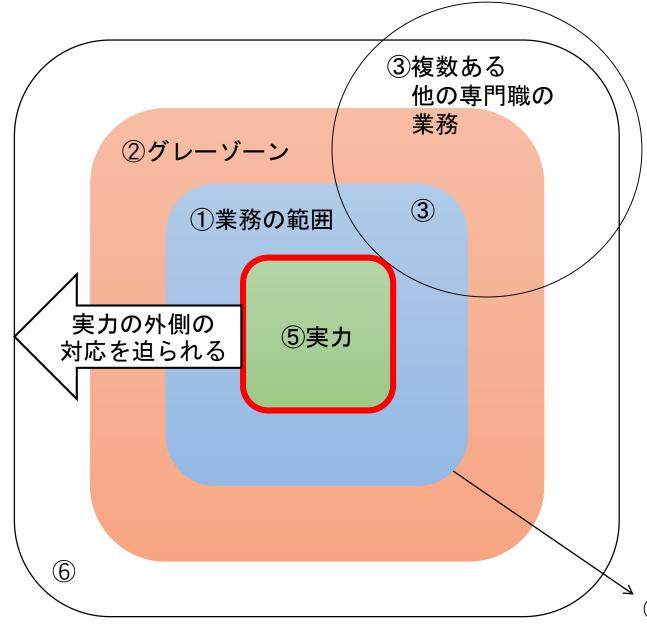
排除の目は専門職にこそある



- 私たち日々このような 状況下の人々の支援を している。
- 私たちは個人の立場に なった時にこのような 状況に自分が置かれる ことをどう思うだろう か?
- 自分のなりたくない姿と認識したその瞬間から自己とは違う他者と捉え、排除は始まる。
- 私たち自身が排除しているということを認識なければ、真の地域共生社会は訪れないのではないか。
- だからこそ、私たちは 共感する他者にならな くてはならない。

共感する他者になることが権利擁護実践の出発点!!

個人の力量には限界がある



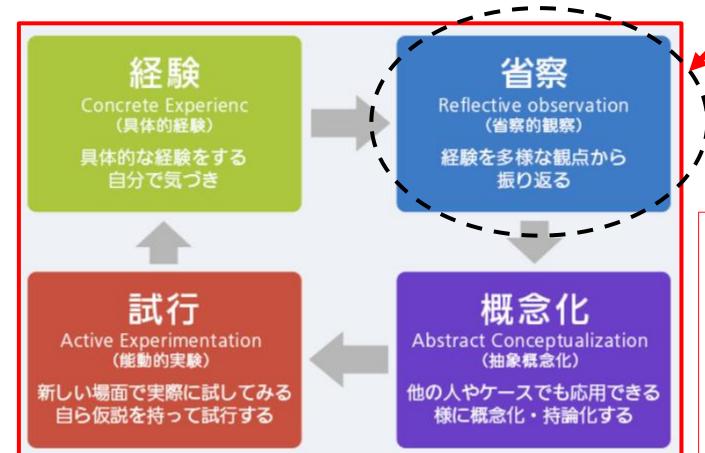
- ①現在の役割・機能・専門性から みた業務の範囲
- ②グレーゾーンはどのぐらい拡が っているか
- ③他専門職との重複業務は?
- ④クライアントのニーズであって も逸脱業務であることを意識で きているか←責任と組織の了解、 コンサルテーションのバックア ップの必要性チェック
- ⑤職業的対人援助者のスタートラインの実践力←超えた業務に対してはバックアップの態勢を要する
- ⑥業務を越えていても援助者が有 している能力を使っていい場面 と使ってはいけない場面を理解 できているか
- ex. ・クライアントのニーズ
 - ・他に対応する人がいない
 - 緊急時

対応⇔ルーティーンの業務量と の関係性

4逸脱行為

コルブの経験学習モデル

実践は直線的に進んでいくのではなく、<u>循環型のプロセス</u>である。(渡部2019)



「省察的実践家としての私/組織という枠組みを自身と所られる。 組織の中にどう。 熟成させるか。

省察(リフレクション)とは?

<u>リフレクション(reflection)</u>:「反省」「省察」「内省、熟考」等々

<効果>

- 1 学習ニーズを明確化できる
- 2人間的な成熟をもたらす
- 3専門職としての成長を促す
- 4 習慣的行為から脱却ができる
- **5**自己観察による自己理解を促進する
- 6 状況を概念化する力が育つ
- **7**意思決定をする力の向上が図れる
- 8 自律性や、状況を変えていく力の向上が図れる

<質問と傾聴で支援する>

リフレクションは、「問題解決」ではなく「内省を通じた学習」。 バイザーは、助言するのではなく、質問と傾聴により支援する。



いつも身近にある大切な景色が、変わらず穏やかに見えますように。

大切なものが当たり前にある暮らし。 その暮らしを守ることが権利擁護なのだと思います。



長時間のご清聴、ありがとございました。